

広島県教育委員会訓令第四号

県立学校

技術員の給与に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十五年十二月二十六日

広島県教育委員会

委員長 大野 徹

技術員の給与に関する規程の一部を改正する訓令

技術員の給与に関する規程（平成二十一年広島県教育委員会訓令第五号）の一部を次のように改正する。

別表第一備考中「100分の98.59」を「100分の99.11」に改める。

附 則

この教育委員会訓令は、公布の日から施行し、改正後の技術員の給与に関する規程の規定は、平成二十五年四月一日から適用する。